

【質問・回答】

案件名 駅舎清掃業務（北清掃区・大通西清掃区）

No. 2

No.	質問内容	回答
1	<p>【共通】</p> <p>◆建築保全業務積算基準による積算について（別記7）</p> <ul style="list-style-type: none">・出入口周辺・階段等、コンコース等、ホーム等、駅付属施設（バスターミナル、バス待合所）の積算には、どの区分を使用するか。・（大通西のみ）5,000～10,000 m²以下の歩掛りを使用するものか。 <p>【大通西】</p> <p>◆作業回数についてご教示願います。業務対象駅が「<u>南北・東西線大通駅構内及びその周辺</u>」とありますが、清掃面積表の全て（出入口周辺・階段通路、コンコース等、ホーム等）を主要駅の作業回数で積算するものでしょうか。</p>	<p>【共通】</p> <p>出入口周辺・階段等、コンコース等、ホーム等、駅付属施設（バスターミナル、バス待合所）の積算上の区分は、「廊下・エレベーターホール」を使用しております。</p> <p>（大通西清掃区）</p> <p>5,000～10,000 m²以下の歩掛りを使用しております。</p> <p>【大通西】</p> <p>作業回数に関しましては、清掃作業要領に基づき、作業回数が主要駅と閑散駅で異なっている箇所は、主要駅の回数で積算しております。</p>